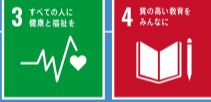




5月号特集 私たちは青少年指導員です

地域の次世代を担う子どもたちを見守りながら、楽しく活動しています!



令和6年度

## 個人市・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書

令和6年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。なお、3/16以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた方で通知書に申告内容が反映されていない場合は、7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の個人市・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

(注)令和6年度に限り、定額減税の対象者は、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。定額減税については、大阪市ホームページをご覧ください。



大阪市 定額減税 検索

詳しくはこちら

☎ なんば市税事務所市民税等グループ個人市民税担当  
☎ 06-4397-2953 (平日9:00~17:30(金曜日は19:00まで))

令和6年度

## 課税(所得)証明書は6/3月から発行できます

なお、会社等にお勤めで個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5/20月から発行できます。

- コンビニエンスストアでの発行は6/3月から。
- 会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または個人市・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3/16以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

☎ なんば市税事務所管理担当  
☎ 06-4397-2948 (平日9:00~17:30(金曜日は19:00まで))

## 天王寺区ジュニアクラブ新会員募集中!



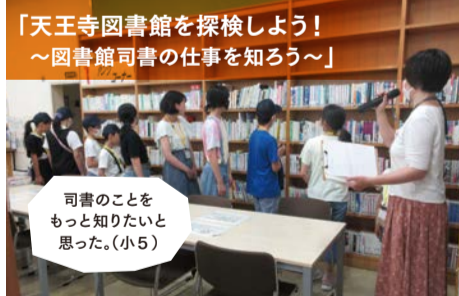
「天王寺区ジュニアクラブ」では、「やさしく思いやりのある青少年の健全育成」とともに「将来の地域における人材の育成」をめざし、子どもたちが様々な活動に参加します。昨年度は、天王寺図書館で、図書館司書さんのお仕事について学んだり、留学生と国際交流をして世界の遊びを体験したりしました。今年度の第1回目(5/19日)は、「豊臣秀吉と天王寺」をテーマに、区内の歴史にふれる活動を予定しています。ぜひ会員となって参加してください。



詳しくはこちら

### 会員の声

「天王寺図書館を探検しよう! ~図書館司書の仕事を知らう~」



司書のことをもっと知りたいと思った。(小5)

「いろんな国の遊びを楽しもう! ~留学生と国際交流~」



外国の遊びを通して班のみんなと仲良くなった。(中1)

対 区内在住・在学の小学4年生~高校生

### 子どもたちが考えた「天王寺区ジュニアクラブ憲章」

- ・笑顔と優しい心を大切にします。
- ・元気にあいさつをします。
- ・一人一人の絆と心のつながりを深めます。
- ・歴史や文化を学び、守り、育てます。
- ・みんなの天王寺、ふれあいとぬくもり緑あふれるまちにします。

☎ 市民協働課(教育文化) ☎ 06-6774-9743

記号の見方: 対 対象 ☎ 問合せ ✉ メールアドレス

天王寺区広報紙は委託事業者による全戸配布でお届けしています。届かない場合や配布の停止等については、委託事業者にご連絡ください。(個人情報保護を遵守します)  
委託事業者 近畿ポスティング協同組合 ☎0120-931-629 ☎06-6532-6188 ✉ chuo-posnak@kinki-posting.com 【問合せ時間】10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

